

佐賀県内に子育てサポート企業が ますます増えています！！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき、男女ともに子育てしやすい職場環境を整備するための取組を行った企業として、**西日本総合コンサルタント株式会社（佐賀市）**を「基準適合事業主」として認定しました。行動計画の策定・届出が努力義務である企業では5社目の認定となり、これで県内の認定企業は13社となりました。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業については努力義務となっています。

◇佐賀労働局内にて、認定通知書交付式を行いました。（平成28年3月25日）



西日本総合コンサルタント株式会社
福島社長（左）と田窪前佐賀労働局長（右）

◇認定企業の紹介

西日本総合コンサルタント株式会社
代表者：福島 裕充
所在地：佐賀市
労働者数：49人（うち、女性9人）
主な取組内容

- ◇子の看護休暇制度（有給）の取得促進のため、個人毎の看護休暇管理表を作成し、子育て中の社員について個別に取得促進を行った。また、子の看護休暇の取得対象となる子の年齢を、平成24年12月に小学校3年生の年度末までに拡大し、平成27年3月に小学校6年生の年度末までに拡大した。取組の結果、計画期間開始前の制度利用者は0人だったが、平成25年度以降、毎年男性も含め3～4名の利用者があり、一人あたりの取得回数も増加している。
- ◇仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組んでいる企業であることを、トップ自らが機会があるごとに社内外に発信しており、男性従業員1名が夏季休暇と併せて約1週間の休暇を育児のために取得した（うち育児休業は3日）。

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」を受けるには？

企業が、従業員の仕事と子育ての両立を支援するための一般事業主行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の基準を満たした場合、申請を行うことにより「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、**次世代認定マーク「くるみん」**を自社商品や広告などに使用することができ、子育てをサポートしている企業であることを対外的にアピールすることができます。



認定マーク「くるみん」



お問い合わせ先 佐賀労働局雇用環境・均等室

☎0952-36-6205